

平成23年第1回

伊根町議会定例会会議録

平成23年3月25日（第4号）

伊 根 町 議 会

平成23年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第4号）

招集年月日	平成23年 3月25日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成23年 3月25日 13時28分			議長	宮下 愿吾	
	閉会	平成23年 3月25日 16時48分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6			
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	佐戸 仁志	○	8	泉 敏夫	○	
	4	奥野 良一	○	9	大谷 功	○	
5	宮下 愿吾	○	10	宇治 善高	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 11名 欠席 1名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	白須 剛	○	
	総務課長	今岡 敬雄	○	教育次長	梅崎 良	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	会計管理者	前野 義明	○	
地域整備課長	泉 良悟	○	代表監査委員	石倉 靖司	×		
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長	今岡 敬雄	○	主査	山田 洋美	○	
				主事	上岡 真次	○	
会議録 署名議員	3番	佐戸 仁志		8番	泉 敏夫		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成23年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第4号)

平成23年3月25日(金)

午後 1時28分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 安心・安全な町づくりについて 佐戸 仁志
- 通学路になっている歩道の除雪対応について 和田 義清
入湯税について
- 救急救命センターの設置について 大谷 功
- 冬季の高齢者支援対策について 宇治 善高
筒川文化センター体育館の改修について
- 町道亀島本庄浜線について 三野三千彦
小・中学校統合について
- 町営バスの有効活用について 上辻 亨
200円バスの運行について
- 日本で最も美しい村連合加入と今後の対応について 泉 敏夫
- 法定外目的税の新設について 宮下 愿吾

日程第 3 議案第2号 平成23年度伊根町一般会計予算
(討論・採決)

日程第 4 議案第3号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計予算
(討論・採決)

日程第 5 議案第4号 平成23年度伊根町簡易水道特別会計予算
(討論・採決)

日程第 6 議案第5号 平成23年度伊根町下水道事業特別会計予算
(討論・採決)

日程第 7 議案第6号 平成23年度伊根町財産区特別会計予算
(討論・採決)

- 日程第 8 議案第 7 号 平成 23 年度伊根町介護保険特別会計予算
(討論・採決)
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 23 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算
(討論・採決)
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 23 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
(討論・採決)
- 日程第 11 請願第 1 号 伊根町内各種工業団体の利用促進を求める請願書
- 日程第 12 意見書案第 1 号 T P P 交渉への参加に反対する意見書の提出
について
- 日程第 13 意見書案第 2 号 北近畿タンゴ鉄道経営支援に関する意見書の
提出について
- 日程第 14 意見書案第 3 号 速やかに取調べの可視化（取調べ全過程の録
画）の実現を推進する意見書の提出について
- 日程第 15 意見書案第 4 号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書
の提出について
- 日程第 16 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 安心・安全な町づくりについて 佐戸 仁志
- 通学路になっている歩道の除雪対応について 和田 義清
入湯税について
- 救急救命センターの設置について 大谷 功
- 冬季の高齢者支援対策について 宇治 善高
筒川文化センター体育館の改修について
- 町道亀島本庄浜線について 三野三千彦
小・中学校統合について
- 町営バスの有効活用について 上辻 亨
200円バスの運行について
- 日本で最も美しい村連合加入と今後の対応について 泉 敏夫
- 法定外目的税の新設について 宮下 愿吾

日程第 3 議案第2号 平成23年度伊根町一般会計予算
(討論・採決)

日程第 4 議案第3号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計予算
(討論・採決)

日程第 5 議案第4号 平成23年度伊根町簡易水道特別会計予算
(討論・採決)

日程第 6 議案第5号 平成23年度伊根町下水道事業特別会計予算
(討論・採決)

日程第 7 議案第6号 平成23年度伊根町財産区特別会計予算
(討論・採決)

日程第 8 議案第7号 平成23年度伊根町介護保険特別会計予算
(討論・採決)

日程第 9 議案第8号 平成23年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

(討論・採決)

- 日程第 1 0 議案第 9 号 平成 2 3 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
(討論・採決)
- 日程第 1 1 請願第 1 号 伊根町内各種工業団体の利用促進を求める請願書
- 日程第 1 2 意見書案第 1 号 T P P 交渉への参加に反対する意見書の提出
について
- 日程第 1 3 意見書案第 2 号 北近畿タンゴ鉄道経営支援に関する意見書の
提出について
- 日程第 1 4 意見書案第 3 号 速やかに取調べの可視化（取調べ全過程の録
画）の実現を推進する意見書の提出について
- 日程第 1 5 意見書案第 4 号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書
の提出について
- 日程第 1 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成23年 3月25日(金)
午後 1時28分 開 議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(宮下愿吾君) 皆さんこんにちは。定例会も最終日となりました。ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、これより会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において

3番、佐 戸 仁 志 君

8番、泉 敏 夫 君を指名します。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、安心・安全なまちづくりについてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。

なお、質問の要旨のうち、「中学生が利用する新府道178号歩道の除雪は府に要望されたのか」ということについては、取り下げの申し出がありましたので、これを許可をします。

3番、佐戸仁志君。

○3番(佐戸仁志君) まず初めに、このたび起きた東北関東大震災で亡くなられた方に対し、お悔やみを申し上げます。被災された多くの方々に、義援金という形でしか応援することはできませんが、一日も早く復興されることを切に願います。また、日本国民の生命、安心・安全な生活を守るため、家庭のある身でありながら、我が命を惜しまず、目に見えぬ放射能と闘う若き消防士、自衛官、私と同じ電気工事士など多くの方々に敬意を表するとともに、一国民として感謝いたしたいと思っております。

では、通告書に従い、一般質問させていただきます。

通告書において、通学路の除雪について書いておりましたが、私の後の和田議員と重複しており、和田議員にお任せして取り下げさせていただきたいと思っております。

通告書を提出しましたのが大震災の前で、伊根町の安心・安全についてというのが少し余りにも小さい話ですが、気になったことについて質問させていただきます。

町長は就任以来、小さくとも町民が笑って楽しく暮らせる安心・安全なまちづくりをすることとやらされました。集落間の通学路に防犯灯を設置され、夜間、徒歩、自転車などで伊根町どこでも行けるようになったことは高く評価しております。

時間もありませんので、単刀直入にお伺いしたいと思います。

1月16日の大雪の日、鳥屋地区の除雪が終わったのが午後4時ごろだったと聞いております。日曜日だったこと、一晩で大雪が降ったとはいえ、余りにもお粗末で、仮の話をするのは余り好きではありませんが、救急、火災があったら大変なことになっていたのではと思っております。鳥屋の方々にいろいろ聞きますと、毎回そうであると聞きました。私が鳥屋にその日入ったのが11時ごろ、日出、高梨、平田の除雪は済んでおり、舟屋の里の駐車場通路もすべて除雪が終わっております。ガラガラ峠などは2度目の作業をしておりました。しかし、鳥屋地区は人の足跡もないほどの状況でありました。びっくりして担当の方に電話をいたしますと、小さい機械しか鳥屋地区では使えないため、立石、耳鼻、亀山地区で手こずっており、終わり次第除雪に向かうとのことでした。

た。

ここで私が疑問に思ったことは、亀島地区は府道、京都府と契約をされている。日出、平田、鳥屋などは町道であります。伊根町と契約している。朝、同時に除雪されるべきではないかと思えます。

私は毎朝6時には伊根を出て、会社に向かっております。伊根町役場前の交差点から養老に向かって、6時の時点でアスファルトが見えるくらい早くからきれいに除雪してあります。雪の多い日の夕方だったと思いますが、車で大島地区を走りました。アスファルトが見え、路肩に山積みになる雪もほとんどなく、きれいに取ってありました。同じ業者でありながら、この差は何だろうといつも不思議に思っております。車の交差する場所などは、住民に頼っているのが伊根地区の現状ではないでしょうか。シーズン前に打ち合わせは行っていると聞いております。しかし、もっと密に、細部にわたって打ち合わせをする必要があるのではと感じております。

次に、皆さんもご存じと思いますが、日出地区で一軒全焼、隣の蔵も燃えるという火災が発生いたしました。火元の方はご老人で、憔悴し、何年か前に起きた惨劇を思い出し、私も大変ショックを受けております。その火災の際、私は他地区におりまして、直接は聞いていたわけではありませんが、防災無線のスイッチが入り、ごとごとと小さな音がし、話し声がし、数秒してから放送が始まったと聞いております。火元自体も違う場所を言い、聞き取りにくかったと聞いております。この放送が原因だったかどうかはわかりませんが、水利も日出川で、火元からは大分遠く離れた場所で消防車が通ってしまい、結果、初期消火が随分おくれたと聞いております。火災の後、消防団の会議では、橋北分署もこのことを把握していないとのことでした。以前にも、サイレン吹鳴がなかった地域があったり、声が聞き取りにくいということもあったと聞いております。

防災無線は災害時における生命線でもあり、町としてどのようなことがあったのか調査し、改善しなければならぬと思えますが、お考えをお聞かせください。

次に、この火災の後、私の所属する第1分団では、空気も乾燥し、火器を取り扱う時期でもあり、予防に努めるということから、2月1日から春の火災予防週間まで、毎日消防車による巡回を行いました。日曜日は我々幹部がやるということで、私が運転し、新しく配属された伊根地区のポンプ車で第1分団の範囲を巡回しておりました。2月の最後の日曜日だったと思いますが、新井から大原へ抜けようと旧道を上り、今大原というところで道路に30cmぐらいの雪があり、そこから30分以上かけてバックで新井まで下りてきました。よく見ると、大きな字で冬季は除雪しませんという看板がありました。この道を除雪するのに幾らかかるのか私にはわかりませんが、いつ何どき府道が通行止めとなり、迂回路として使わなければならないときが来るかもしれません。実際、数年前、海での行方不明者が出たとき、捜索の折に高い場所から見ようということで、その道路を使用したこともあります。町道である以上、私は除雪するべきではないかと思えます。

いろいろと言いましたが、伊根地区では道も狭く、家同士がぴったりひっついている特異な地域であり、迂回路もなく、雪がなくとも車同士のすれ違いが難しい地域であります。火災など起きたときに雪に阻まれるというようなことがあれば、大災害になると思えます。伊根町へ行ったら、道の雪は全くないと言われるぐらい努力すれば、安全・安心なまちづくりができ、若者の定住、観光振興にもつながるのではと思えます。お金を多く使わなくとも、古い慣例を見直し、業者と役場が打ち合わせ等を密に行えばできるのではないかと思えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目、1月16日の鳥屋地区の除雪についてでございますが、鳥屋を含む伊根地区の除雪で、今回ご質問の対象となっております伊根小学校から亀山までの除雪については、府道、町道の区別はございますけれども、井長組が行っております。

本区間は幅員が狭いため、6tの除雪機械で作業を行っており、府道伊根港線と兼ねて町道平田亀島線の除雪をお願いしております。除雪に順路については亀山をスタートし、伊根漁港までの府道伊根港線を除雪し、その後、伊根漁協から旧役場前の町道平田亀島線を除雪する計画といたしております。

1月16日の除雪については、少ないところでも30cmの積雪があり、作業を朝4時30分か

ら始めたわけでありですが、道路が狭く、かつ排雪場所が確保できないことから相当の時間を要したため、亀島から伊根漁協付近までの除雪完了が正午となり、午後より伊根漁協から伊根小学校までの除雪作業に入り、結果、鳥屋地区の除雪完了が午後4時ごろとなったものでございます。これにつきましては、例年のない一気の豪雪と、狭隘な本地区においては効率の悪い除雪となってしまうことが大きな要因でございます。

なお、このような規模の降雪時に、町内全域の除雪を夜明けから数時間で完了することは甚だ難しいものがございます。今回の除雪作業のおくれについては、伊根地区だけに限った話ではございません。町の各地域でも大きくおくれってしまった状況でございます。

そうではありますけれども、鳥屋地区はいつもそうであるというふうに言われましたけれども、私もそうなのかなという懸念もでございます。かつては、逆に言えば、鳥屋地区だけではなくて亀島までいつもそうだったとよく言われたものであります。いつも苦情を聞いたものであります。今回に限っては、鳥屋地区については大変ご迷惑をおかけをいたしましたけれども、我々も、議員言われるように、体制等を組んで、もう一度しっかりと見直して、体制を組んでやり直しをしたいなど、そのように思っております。

でも、かつてに比べましても、機材の充実等、かなり我々進んでおるなどは思っておるのでございます。

次に、大原新井間の町道亀島本庄浜線の除雪でございますが、同路線に並行して海岸線に新井大浦線があり、基幹道路は現在、新井大浦線となっていることから、本路線を除雪することで大原新井間は代替できるものと考えており、大原集落内までの除雪にとどめ、現在は除雪は行っておりません。

なぜ行わないのか、必要がないからだと思っております。必要があればそのときでも、確かに亀島本庄浜線が土砂災害で通行止めになっている、そのような状況においても除雪をしないということはございません。必要に応じてそのときはさせていただきますけれども、現状は必要ないと思っております。

最後に、1月22日、日出地区で発生いたしました火災についてのご質問でございますが、伊根町の防災行政無線は、宮津与謝消防組合の本署司令室に併置し、町内での火災時に全地区に火点告知を行っております。

消防組合では、火点告知の放送後、地区住民に確認をしたところ、聞こえていなかったということで、再度放送をしたと聞いております。

火災については、119番で通信後、直ちに所管地区の火災サイレンの吹鳴、消防団、町への連絡、その後防災行政無線での火点告知という手順になっております。

2名の司令室の消防職員で短時間に行わなければならない作業が多くあり、また防災行政無線の使用の方法も、この1市2町の管内、宮津市も与謝野町も伊根町もまちまちであります。そうであるということと、また伊根町では1,058日間無火災であったということなどが重なったことが要因ではないかと思われまます。

なお、火点については119番通報によって行っており、火点からの通報であれば確実にそこは放送されます。しかしながら、そうでない場合については、火点はだれでもわかりやすいものを指し、その付近というような言い方をすることがあることもご承知願いたいと思います。今回のようなことが起きてまいるわけでございます。

いずれにいたしましても、今後は消防組合に消防団の訓練などとあわせて定期的に火点告知手順の試行をお願いするなど、消防組合・町・消防団の連携を密にしながら、その解決を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 佐戸仁志君。

○3番（佐戸仁志君） そうすると、一番最後のお答えなんです、一応は宮津与謝消防のほうには確認をされたというか、調査はしたということでよろしいのでしょうか。はい、わかりました。

済んでしまったことはしょうがないと思いますので、いろいろなことを教訓にいたしまして、よりよい安心・安全なまちづくりができるようによろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、通学路になっている歩道の除雪対応について及び入湯税についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、質問に先立ち、3月11日に発生した東日本大震災で被災されたすべての方々に哀悼の意を表します。また、地震発生後、地域住民への避難勧告や救出活動中、不幸にもお亡くなりになられた方々の勇気ある行動に敬意を表するとともに、重ねて哀悼の意を表します。そして、一日も早い被災地、被災者の復興支援にでき得る限りの協力を誓うとともに、この国難ともいべき極限を教訓にし、より安心・安全な地域、まちづくり実現のため、強固な防災体制を確立・運用していくことが我々の使命でもあり、また被災されたすべての方々に対してのせめてもの礼儀ではないかと感じております。

それでは、通告書に従い、一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まずは、通学路となっている歩道の除雪対応についてお尋ねしたいと思います。

昨年末から今年の初め、断続的な降雪による積雪のため、路面凍結や積雪によって通学時の児童が車の事故に遭うという報道をたびたび耳にしました。当町においては幸いそのような事件は確認されませんでした。車が主な移動手段となっている当町は、どうしても通勤時間帯と通学時間帯が重なることは周知の事実であります。昔と比べ、除雪作業、道路状況は改善されているとはいえ、車のオートマチック化等により、ドライバーの多様化、高齢化、またカニシーズンによる雪道にふなれな都会のドライバーの流入等、事故発生の不安要素は多種多様化していると考えられております。

本庄地区においては、宇治区、上区の本庄小の児童たちが徒歩で通学しており、また蒲入、野室、浜、宇治地区の本中生徒は自転車通勤をしております。宇治区から上区にかけての国道178号線は、道路拡張もされ、直線で見通しのよい道路であることから、ついついドライバーの方々もスピードを出してしまいがちな道路となっております。

ことは大雪のため、歩道側に除雪後の雪が大量にたまったため、歩道のない逆側の田んぼに雪を落とし、通学時のスペースをつくっていただき、児童たちはそこを通過しておりました。しかし、強い降雪時や積雪時、路面凍結時は、通学の際の安全パトロールで私は同行して見ていたんですが、車が通るたびに危険を感じざるを得ませんでした。また、伊根バイパスから伊根中へという道路を見ましても、路面が凍結加工されているとはいえ、下り坂のうえ、カーブもあり、それにせつかくポール柵のついた安全な歩道も、今年は積雪により通行不能となっております。自転車通勤をしている生徒にとっては、非常に危険であると考えられます。

ちなみに、与謝野町の歩道の除雪作業を調べましたところ、岩滝小学校前の通学路の歩道については歩道のアスファルトの厚さに耐える小型の重機を保有している民間業者の方に一部除雪を依頼しているようですし、この地区の小・中学校の歩道につきましては、役場保有の歩行式の除雪機を住民もしくは住民団体に貸し出し、除雪作業をしていると聞きました。

この大雪により、府が緊急雪害対策として除雪機等の購入補助も可能な案内を出していましたが、上限がたしか20万か30万だったと思っておるんですけども、歩道が通行可能な約1m幅程度の除雪が1回で可能な機械は70万から120万と高額になるため、PTAや地域住民団体への実質購入は、受益者負担が高額となるために不可能ではないかと考えております。

以上の観点から、積雪時における歩道の除雪作業は、今後当町においても必要であると思っておりますが、どのような考えを持っておられるのかお聞かせください。また、既に考えがあるのならば、現時点での具体的な方策なり対策をお示し願えたらと思っております。

続きまして、入湯税についてお尋ねします。

現在、国のほうも観光振興に非常に力を注ぎ、観光立国を目指しております。近年、アジアの方々の旅行客も、ショッピングはもちろんのこと、温泉療法的な観光が急激にふえておりますことは言うまでもありません。当町も外国人観光客が少しずつふえてきていると聞いておりますし、外国人対応が近々の課題でありますし、また、京都府が7件目の景観行政団体に指定され、より一層舟屋群の整備が進み、観光産業等々に弾みがつくと言っても過言ではありません。

さて、入湯税条例が施行されてから約6年たちますが、条例の目的はご存じのように、環境衛生施設、鉱泉源の保護、管理施設及び消防施設、その他の消防活動に必要な施設の整備、並びに観光の振興、いわゆる観光施設の整備として目的税として徴収しており、今年度も344万4,000円の歳入見込みをしております。また、基金としても少しずつではありますがふえており、そこで町長にお尋ねしますが、入湯税の運用については現状どう把握し、運用の方針をどう考えておられるのか、率直な答弁をお願いします。

私の把握では、泊地区の温泉付き別荘内にある民宿が営業されていると聞いておりますが、こちらは温泉付き民宿であり、事業主も鉱泉を使用して営業されているなら入湯税を払う義務が生じるのではないかと思います。

この点についてどのように把握しているのか。入湯税を申請し払っておられるのか。徴収義務を怠っているのか。また行政側が周知されていないのか、もし、このことが不正なことであれば、罰金など大きな問題となりますが、町長のご見解をお願いします。

また、条例の第1条に鉱泉源の保護・管理がうたっていますが、平たく言えば、温泉をくみ上げているポンプ、配管等々の管理だと思います。調べてみますと、現在指定管理者制度による社協が管理しております泊泉苑の温泉施設で、平成17年に事業費の約半分、また18年度に維持管理で約半分等の入湯税が拠出されております。仮に、民間業者が維持管理費等の補助申請が出た場合はどう対応されるのか。私が調べた限りでは、ほとんどの税額が民間業者から徴収されたものと思います。

他の市町村では温泉組合等があり、そこに拠出してありますが、当町では組合がありません。整合性の観点から見ても、民間の方は非常に不合理であり、将来長く見ても町として得策と考えるならば、保護・管理に必要な補助金は必要と思われませんが、町長の前向きな答弁を求めます。

また、要望として、伊根町所有の温泉を宝の持ち腐れにするのではなく、観光振興に利用されまじうことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、最初に私のほうから入湯税についてのご質問についてお答えをしたいと思います。

入湯税は、平成17年7月から観光の振興、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備に要する費用に充てる目的税として入浴行為（入浴）に対し課税しています。宿泊を伴う場合150円、伴わない場合は100円とし、鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、町へ納める仕組みとなっており、平均すると年間約420万円の収入がございます。

創設当初は、税であることから一般財源として取り扱い、その年度内の歳出の財源としておりましたが、しかし、目的税であることから、目的以外の財源になることは入湯客や徴収し納めていただく経営者の方々に理解が得られないのではないかと議論から、平成19年12月に伊根町入湯税管理基金条例を制定し、その年度に収入した入湯税は全額基金へ積み立てることとしております。

基金創設の目的は、入湯税を課税する目的の費用の財源に充てることとしているので、平成20年度からベイエリアフェスティバル補助金の財源として基金から繰り入れを行っております。

また、平成22年度は、消防団の機材ポンプ車の更新をするに当たり町債を発行できない部分、例えばホース、はしご、とび口といった細かな設備備品の財源としています。

今後も、観光振興、消防機材の計画的な更新に係る貴重な財源とし、さらには、入湯税を課税する基金を管理する目的に見合う事業がある場合は、精査した上で有効に活用し、入湯客、鉱泉浴場の経営者にご理解いただけるよう適正に管理をまいります。

新たに今回聞き及んでおりませんでした質問が何点かございました。別荘地での話とか、それからその使用目的ですか、細かいことにつきましては、また担当課長等から説明を申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 通学路になっている歩道の除雪対応についてということで、和田議員のほうから質問がありました。さらに、佐戸議員のほうからも質問がありますので、この歩道及び通

学路の除雪について、あわせて説明をさせていただきます。

昨年の大雪による積雪に、各地で積雪の被害等々が見られたところでございます。町としまして、本当に町民の皆さんの生活は大変だったというように思っております。

そういった中で、それぞれ各地での積雪、あるいは積雪の内容等々についてはばらばらであります。通学中の児童・生徒の安全、通学の確保は必至でございます。ほかの市町村あるいは他府県では、通学のときに事故があったとかいうことを報道を聞いております。幸い伊根町におきましては大きな事故がなく、何とか春を迎えたなというように安堵しておるところでございます。

ただ、今後当町としては、通学路の歩道の除雪対応をどのように考えるかということでございます。このような積雪の中で、歩道の除雪については、子供たちの通学時の安全確保等から、地域の皆さんから多数ご意見をちょうだいしたところであり、学校及び教育委員会としては大変苦慮し、苦心をしたところでございます。互いに確認をしながら、安全な通学ができるようにやってきたところでございます。

議員が言われております歩道につきましては、本庄小学校から本庄上地区内における歩道ではないかなというように思っております。歩道の積雪量が多くて、車道を通学している児童・生徒の安全確保が考慮されるわけでございますが、それぞれ地域のほうで除雪をしていただいたり、見守りをしていただいたりしながら、通学の安全が図られたというように聞いております。ありがとうございます。

町の除雪対策の基本的な考え方は、歩道は除雪対象外でございます。このことは、京都府は歩道は除雪対象外としています。その理由としましては、車道と歩道の舗装の厚みが違うということで、大型の重いものが入ると傷むということで、そのような形で京都府からも指導を受けているところでございます。

車道の除雪体制と通学路の確保とは性格は異なるわけでございますので、このような答弁になります。ただ、通学路の一部に歩道が含まれている現状から、その検討は教育委員会にあるというように思っております。以前から通学路の除雪はPTAの皆さんで対応していただいていた経過がございます。地域の方々、あわせて通学路を確保していただいております。これらのことを踏まえまして、委員会としましては、町内小・中学校に対して、除雪のことと、それから安全確保について協議検討していただく、そして京都府の地域力再生プロジェクト支援事業等を照会させていただいたところでございます。

この内容につきましては、歩道の舗装に影響ない手押し用の除雪機を補助金を受けてPTAが購入し、必要な通学路の除雪に当たっていただくというものでございます。現在申請予定のPTAがあるというように聞いております。

また、ほかの町では、町が除雪機を購入し、自治会等に貸し出して除雪に当たっていただいているというようなことも聞いておりますが、管理費だとか、あるいはだれが作業するという担当者だとかいう問題があるというように聞いておりますし、地域もたくさんございますので、台数ということも問題になっておるように聞いております。

伊根町の除雪対策は他の市町より開始時間も早く、丁寧にやっております。特に、通学路の確保については頑張っていただいているというように聞いております。

今回ご質問の通学路になっている歩道の除雪問題は、歩道だけでなく、車道を通学路としている児童・生徒に係る全体の問題だろうというように思っております。

できる限り車道を広く除雪をしていただく。このことが周辺の田畑への雪が落ちるといったようなことも勘案でございまして、このようなことで冬季の除雪をできる限り広くとっていきたい。さらには大雪だとかいったときには、冬季の一定期間スクールバスに乗り合わせるということも考えられるというように思いますので、今後、町と合わせて検討して、通学の安全性を確保していきたいというように思っております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 今岡課長。

○総務課長（今岡敬雄君） それでは入湯税の関係でございまして、先ほど和田議員のほうから入湯税の関係で、充当のところですが、平成17年度から入湯税をいただいておりますが、入湯税を

財源にして充当したというのにつきましては、観光関係が平成20年から充当をしております。20年、21年、22年、あとは消防関係で22年充当したというふうなことでして、合計640万ほど入湯税の基金から充当を行っております。

それから、個人の事業者がそういった修繕等を行った場合についてどうかというふうなご質問ですが、地震効果等について、そういった場合、この入湯税の財源でそういった個人が修繕等された場合、補助なりそういったものができるかというような照会を行いました。その結果、全国的にそういった個人の修繕をされたところに入湯税等を充当した例はないと。組合とかそういったところでのことしかないというふうな回答をいただいております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） 和田議員のほうから新たな宿泊施設のお話をお伺いさせていただいたところです。

シーサイド地内に宿泊施設があるということそのものも、私ども税の担当のほうとしては承知をしておりますので、今後入湯税につきましては、申告によって納税いただくという状況となっておりますけれども、十分今後調査をさせていただきまして、正しい申告がしていただけるようであれば、そのように調整して取り組み、進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 和田義清君。

○1番（和田義清君） 入湯税のほうの答弁についてなんですけれども、先ほど質問をさせていただいたとおり、伊根町の場合は組合等もございませんし、例えば先ほど言ったような入湯税を支払っておられる民間業者の方にはすれば、もちろん町のために観光振興や総合施設のそういう整備のために入湯税を支払われておるわけですが、組合がある場合は組合にという全国的な事例があるとはお聞きしましたが、組合のないうちの伊根町の場合は、ある程度の、補助率はどうかはわからないですけれども、そういう対応があったときには、あくまでも町としては個人的なものには一切補助は考えていないという姿勢で臨まれるか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 入湯税をいただくんですね、業者が払われる。そのいただいたお金をまた業者の方にお返しする。何かちょっと妙な感じがするんですね。個人さんには全国的にはそういう例はないということですので、現状としてはそういう考えには至っておりませんが、今後はどうあるべきなのかなということについては検討させていただきたい。現時点では、個人さんのほうにこの入湯税を投入するということは考えておりません。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 入湯税についてはわかりました。

今度は通学路になっている歩道の除雪についてですけれども、歩道は車道と違い除雪作業になっていないということなんですけれども、今後も、先ほどの教育長の答弁の理解は車道を広くあけて歩道はしないということによって受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） そのとおりでございます。一応先ほどの説明にありまして、車道と歩道の舗装の厚みが違うということで、それに対応できる除雪機があればできるということですが、今のところそういう対応ができておりませんので。ただ検討はさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、ぜひ前向きなご検討をお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、救急救命センターの設置についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、質問に入りますまでにお許しをいただいて、3月11日に発生しました東日本大震災では、判明しているだけでも9,000人を超える方々が亡くなりました。

行方不明者も多数おられます。避難所での生活の困難さ、放射能の不安、心理的・物理的に我々がテレビで見るより、はるかに壮絶なものがあるのではないかと想像をいたします。心が痛みます。被災されたすべての方々からのお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々とそのご家族に、皆さんと一緒に深い哀悼の気持ちを申し上げます。一日も早い不明家族との再会、また地域の復興を念願をいたします。

また、今回の地震、津波、放射能の被害など、想定を超えるものとして片づけられる向きがありますが、事実はそういう事態があり得るという指摘が随分前からあったようです。伊根町にとっても、高浜原発から30 km圏内に位置し、今後の防災に生かしておくべきものがあるかと思えます。伊根町も防災計画がございますが、これも再度精査し、点検をしておく必要があるのではないかと考えています。

それでは、通告書に基づきまして質問を始めます。

丹後地域の死因の第1位はがんです。伊根町でも同様かと思いますが、与謝の海病院ががん診療連携協力病院に指定されていますか、放射線科はありません。放射線治療は、福知山や舞鶴に通院しなければなりません。死因の第2位は、急性心筋梗塞です。与謝の海病院では、ペースメーカーの手術は可能ですが、バイパス手術などの対応ができないため、やはり他の病院に搬送しなければなりません。死因の第3位は脳卒中です。脳神経外科には1名、神経内科に1名先生がおられますが、手術はできません。私たちの周りでは、心疾患、脳疾患で倒れ、亡くなられた方や身体麻痺の障害が残った方がたくさんおられます。つまり、京都北部にはがん、心疾患、脳疾患に即応できる医療機関がないことが今問題となっています。

ところで、京都府は、北部医療の課題として、医師・看護師などの医療従事者の都市部への偏在や、医療過疎による脆弱な医療提供体制、2つ目に、救急搬送件数の増加や搬送時間の短縮、3番目にがん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病の4疾病と、小児医療、周産期医療、災害時医療、僻地医療、救急医療などの5つの事業の対策などを上げています。

この課題克服のため、昨年1月に医療資源の拡充や救命救急体制の強化を図る丹後地域医療再生計画がつくられました。救急と4疾病、5事業対策の底上げとして、地域完結型の医療供給体制の実現、与謝の海病院に救急専門医を配置し、三次救急に準ずる医療体制の確保、兵庫、鳥取の3府県連携によるドクターヘリ運航の確立、医療スタッフ確保など、重篤な患者への対応を強化する計画が取り込まれようとしています。北部住民にとって、大きな医療体制の拡充であると思えますが、早くしてほしいという思いでいっぱいです。この丹後地域医療再生計画の現在の進捗状況を伺いたいと思います。

2点目は、府立与謝の海病院の医療体制拡充とともに、救命救急センターの設置を要望いたします。与謝の海病院の診療の脳神経外科は、昨年4月ごろでしたか、先生が来てくださいましたけれども、先生1名では手術はできません。救急車で与謝の海病院に搬送されても、ほかの医療機関に再搬送されて、時間の経過とともに障害が残ったり、亡くなった方もいらっしゃいます。宮津与謝消防に伺ったところによると、昨年の救急搬送は2,079件あったそうです。うち脳疾患や心疾患の急病は1,305人、このうち64人は与謝の海病院では手に負えず、舞鶴医療センターや豊岡病院に救急車で再搬送されたそうです。先日、公立豊岡病院但馬救命救急センターのセンター長のお話を聞く機会がございました。先生はもともと大阪の済生会千里病院に勤められて、JR福知山線の脱線事故の指揮をされたそうです。若い腕はいいということで、先生のもとで勉強したいと若い医師がたくさん集まっているそうです。現在ここでは、救急医9名で医療体制をとっています。また、昨年一般質問でも述べましたが、ドクターヘリも伊根町に来てくれるようになり、早い搬送ができるようになって喜んでいますが、ここで伊根町内のドクターヘリ利用件数は昨年何件あったのかと伺っておきます。

しかしながら、ヘリは有視界飛行が鉄則であり、夜間、降雪、風などがある場合は飛ばません。その補完策として、但馬救命救急センターではドクターカーを運行しています。救急車には救急救命士が乗っていますが、救命士は医師ではないので、心肺停止の患者にのみ自動体外式除細動器の使用や気管挿管、アドレナリン投与などの基本的な心肺蘇生術しかできません。医師による救命措置とは決定的な違いがあります。ヘリやドクターカーによる救急医を現場に配達、配送すること

で命を救うことができる。これを攻めの医療だと先生が言われますのは、府北部の脳疾患の患者がすべて豊岡に送られてパンク状態、与謝の海病院に脳外科手術ができるようにしてほしいと言っておられました。

私たち地域住民はもちろん、府立与謝の海病院の医療体制の拡充を望んでいますし、救命救急センターの設置も切望しています。救命救急センターの設置については、福知山や舞鶴が手を挙げているようですが、ぜひ与謝の海病院に設置していただけるよう、宮津市、与謝野町と連携して京都府に要望していただきたい。出おくれではありません。府立与謝の海病院の脳外科手術ができる体制などの医療体制の拡充とともに、救命救急センターの設置を要望いたしますが、町長の考えを伺います。

最後に、消防法の改正により、搬送と受け入れの実施基準がつくられたと聞いております。これにのっとり、宮津与謝消防組合でも救急体制が整備されているのか伺います。

改正によると、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われているように分類をされた医療機関のリスト、消防機関が傷病者の状況を確認し、先ほど言いましたリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準、消防機関が医療機関に対し、傷病者の状況を伝達するための基準などを都道府県が策定し、公表するものとなっています。要するに、A病院ではこのけがと病気をこの日にこのくらいの時間で治療することができ、B病院ではこうだというリストをつくって、消防がそのリストの中から病院を選び、意識がないとか腹が痛いとかの患者の状況を搬送しながら病院に伝えるというものです。

伊根町では、119通報すると、患者の99%は与謝の海病院に搬送をされます。ほかに救急病院はありませんし、たらい回しにされたり、受け入れ拒否されたりということはありません。大変ありがたいことですが、けがや病気の状態によっては、ほかの医療機関に再搬送される。ここに大きな時間のロスがあるということが問題です。消防法の改正とドクターヘリによる救急現場での医師の診断で、現場から適切な病院に搬送し、助かる命を救うことができます。消防法改正による実施基準は策定後公表されているのでしょうか。また、ドクターヘリの要請基準も明確にマニュアル化されているのか伺いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ちょっと順番はかわるかもわかりませんが、はじめに丹後地域医療再生計画、次に救急搬送体制の整備、そしてドクターヘリの要請基準について、そして最後に、与謝の海病院での脳外科手術ができる体制及び救命救急センターの設置の要望について、その順番でお答えをさせていただきます。

初めに、丹後地区医療再生計画ですが、京都府において昨年1月に策定され、計画期間は平成21年度から平成25年度の5カ年間となっております。基金総額は25億円の大きなプロジェクト事業となっております。

計画の趣旨は、医療過疎が進む丹後医療圏の医師・看護師等医療従事者にとって魅力ある環境づくりに努め、医療提供体制の底上げを行うというものです。具体的には、医師等確保・定着対策として、府立医大における医師確保のための講座の開設や医学部の定員増、また救急医療等の特別対策として、与謝の海病院への遠隔画像判断システムの整備やドクターヘリ運航の支援、そして4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）、そして5事業（小児医療、周産期医療、救急医療、災害時医療、僻地医療）対策として、与謝の海病院の放射線治療室、感染症診察室の整備などの充実を図ろうとするものでございます。

この計画の進捗状況でございますが、本年度は医師等確保・定着対策として、府立医大の講座の開設や奨学金制度の実施、また与謝の海病院内に院内保育園——4月開設予定でございますけれども、院内保育園の整備が予定されております。来年度は、与謝野町内に北部地域の看護職員確保対策拠点の整備なども行われる予定となっております。

次に、救急搬送体制の整備についてのご質問でございますが、救急隊が傷病者の救急搬送を行う際に、受け入れ病院の選定は困難な事案が全国各地で発生したことを契機として消防法の改正が行われ、これを受けて京都府においては昨年12月に「傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基

準」が定められたところでございます。

この基準では、医療機関の分類基準とその医療機関の名称、次に消防機関による患者の状況確認の基準、そして搬送する医療機関の選定基準、そして患者の状況の医療機関への伝達基準などが定められたところであります。

当管内では、従来から、府立与謝の海病院と宮津武田病院において、救急患者の受け入れの可能状況を消防機関に配信する「救急医療情報システム」が導入されておりましたが、この1月からは今回の新たな搬送・受け入れ基準にかかわるシステムとしても運用されているところでございます。

一方で、当管内での救急搬送に際しては、ほぼ100%を府立与謝の海病院で受け入れていただいておりますが、これまでから受け入れができないといった事案は生じておらず、現実にはこれまでと何ら変わらない、問題は生じていないというのが実情でございます。

また、この前消防組合のほうでもご質問がございました、かかりつけ医がいて、そのかかりつけ医が与謝の海病院ではないと。例えば舞鶴であったり、豊岡であったりする。そうした場合はそっちへ行ってくれるのかという話がありましたね。そういう場合は、相談というか、病院のほうと連絡をつけてもらいましたら行かせていただきますという、そういう話もございます。

また、ドクターヘリ要請基準についてですが、消防庁救急ヘリコプターの出動基準ガイドラインに基づき作成をされた症例等に準拠し判断することとしています。その症例といたしましては、生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われ、緊急処置をしなければ生命に危険が生じる場合。また生命に危険はないが、緊急措置をしなければ身体に障害を生じるおそれがあるなど、社会復帰に大きな影響がある場合。また、現場での緊急診断に医師を必要とする場合などです。また、それらに該当しなくとも、状態が悪く不安定な急性患者であって高度の医療を必要とするため、適切な搬送先医療機関が2次医療圏域内に存在せず、車による搬送が危険と考える場合などとなっております。

昨年4月の運航から10カ月が経過しており、全出動件数749件のうち京都府内は159件となっており、そのうち宮津与謝消防本部は11件で、伊根町では4件でございます。

このような中、ドクターヘリの安定的・広域的な共同運航の確立に向け、運航に関する事務が来年度から関西広域連合に移管されると伺っております。

いずれにしましても、宮津与謝消防組合においては、ドクターヘリを活用しての対応を含め、今後とも迅速かつ適切な救急搬送に努めていくこととされておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、議員おっしゃっておられましたドクターカーという話がございました。これは消防組合と私たちも大変興味は持っておりますし、甚だ有効な手段ではないかなと。例えば、救急車などというものは与謝の海全部を収集させまして、そこからお医者さんが乗って迎えに行く。そうすればいち早い処置、またいち早い対応ができるのではないかなと我々も大変興味は持っておりますけれども、ここでその実現に向けてどうこうということは言えませんが、検討もしておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

最後に、与謝の海病院での脳外科手術ができる体制及び救命救急センターの設置の要望についてですが、与謝の海病院では昨年4月に脳神経外科を専門とする院長が就任され、また10月からは神経内科医を常勤させるなど、脳卒中診療体制の充実強化が図られており、重篤な症例の患者に対しては、舞鶴医療センターとの連携により、タイムラグなく手術を行うことができるよう、24時間、365日体制で受け入れができているところでございます。

過疎高齢化が進む丹後地域の医療施策として、京都府においては、丹後地域医療再生計画に基づき鋭意努力されているところではあります。本町といたしましても、町民の命を守るには、また安心して暮らしていただくためには、与謝の海病院における救命救急体制の充実なくしてはあり得ないものと考えております。引き続き近隣市町と連携をとり、京都府へ強く要望をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） ご答弁いただきましてありがとうございます。

京都府では、北部に小規模の救命救急センターの設置を考えているようだといううわさも聞かせていただいております。1市2町連携しまして、救命救急センターの設置に向けて、強力に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます、一般質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、冬季の高齢者支援対策について及び筒川文化センター体育館の改修についてを通告議題とし、宇治善高君の質問を許します。10番、宇治善高君。

○10番（宇治善高君） 初めに、震災について発言をさせていただきます。

東日本大震災発生からきょうで14日目を迎えましたが、亡くなられた人、行方のわからない人は2万5,000人を超えました。また、30万人近い人が避難所生活を余儀なくさせられております。被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様に心よりお悔やみを申し上げます。戦後最大、最悪の事態であります。国民を挙げて、この難関を乗り越えることが今求められております。私も自分のできることについて、力いっぱい協力していきたいというように思っておるところであります。一日も早い復旧を願うものであります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、冬季高齢者支援対策についてであります。昨年12月末から雪が降り続きまして、山間部の多いところでは1mから2mを超える大雪となり、家屋、ハウスなど大きな被害を受けたところあります。私も雪の特別多い地域を見回ってみました。高齢者は自力で除雪もできず、屋根に積もった雪の重みで障子も動かなくなり、こんな大雪に降られると、年々年もとるし、住みなれたところでも、もう住んでおる気がせんと、そんな不安な中で寂しそうに言っておられました。

高齢化が進んだ地域の冬季の生活は、雪との闘いや気持ちの上での孤立感など、想像以上に大変であります。そんな中で、高齢者世帯、母子家庭、障害者世帯などへの役場の除雪支援が決まり、降雪もだんだんとおさまる中で、豪雪地帯の住民も落ち着きを取り戻されたところあります。山間部では、一晩のうちに30cmから50cmくらいの大雪になることはしばしばあります。高齢者や自力で除雪ができない住民が冬季を安心・安全に迎えられるよう集落内での助け合い、例えば里道や町道から玄関までの除雪、声かけ、その他集落内でできることは協力し合える体制づくりを指導したり、町の高齢者除雪支援対策を住民と行政が話し合い、事前に整備しておき、いつでも活動できる体制が必要と思います。

既に除雪補助につきましては決めていただいておりますことに質問をするという部分も重ねておりますけれども、よろしくお願いをいたします。

次に、文化センターの体育館の改修についてであります。文化センターは平成6年に筒川小学校閉校後約1億円をかけて改修され、筒川地区公民館、伊根町青少年研修センター、伊根町民体育館、伊根町民俗資料館が設置されまして、平成7年にオープンしております。オープン以来、筒川の各種団体、グループ、個人など、あらゆるものの活動の拠点となっております。過疎化や高齢化が進む中でも、筒川の各種団体が取り組みます事業に他地域から参加される皆さんから、筒川に来ると元気がもらえる、うちの地域でもこんな取り組みができぬものかと言われるくらい活発な活動が行われ、筒川住民の心のよりどころとして、なくてはならない大切な施設となっております。

本館につきましては、22年度事業として600万円をかけ美しく改修され、住民や宿泊客は気持ちよく利用でき、喜ばれておるところであります。体育館の改修がおくれておりますが、オープンより17年が経過する中で、壁紙ははがれ、雨漏りもあり、ステージの幕なども修理のできない状態であります。運動会や文化祭、そば祭り、その他筒川住民のいろいろな行事に使われておりますが、この体育館には町外のお客さんも多く、早急な改修が待たれております。財政の厳しい中ではあります。教育長さんはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうから冬季の高齢者支援についてのご質問についてお答えをしたいと思います。

冬季の高齢者支援対策についてのご質問ですが、今年の冬は記録的な大雪となり、体力的に自力での除雪が困難な高齢者世帯にとっては、大変不安な思いで生活を送られたことと思います。

先日公表されました平成22年国勢調査速報値では、伊根町の人口は2,412人、前回調査より306人減少し、人口の減少は依然として続いております。しかし、高齢者世帯というものは逆に増加の傾向となっており、少子高齢化が進む中、高齢者の安心・安全な生活を守るための対策は、今後の伊根町にとって大変重要な課題でございます。

そういった状況の中で、このたびの大雪に際しましては、高齢者の生活支援対策として、自力での除雪が困難な高齢者世帯等の方が業者に頼んで除雪をされた場合に、1回当たり2万円を限度額として3分の2の補助金を交付する要綱を制定いたしました。

また、集落内の里道や玄関までの除雪につきましては、自治会や個人の方の責任において対応していただくのが基本となっておりますが、高齢者の多い集落ではなかなかそうも言っておられませんので、今回の大雪では、区長さんや民生児童委員さんからの要請を受け、職員が現地調査を行い、その上で必要と判断して町職員や消防団も出動し、除雪作業を行いました。今後においても、区長さんや民生児童委員さんと連携を図り、状況によっては出動要請してまいりたいと考えております。

また、筒川上地区の高齢者を対象として、冬期間の筒川いきいき交流ハウスでの一時入居をモデル的に実施をしましたところ、薦池と河来見地区の独居老人の方3名にご利用をいただき、大変好評をいただきました。今後は利用者の皆さんの生活体験を踏まえ、利用料等の調整等も行い、この事業を来年度から本格実施したいと考えております。

町といたしましても、このように高齢者家庭の冬季対策を実施しております。

宇治議員におかれましても、また具体的な支援策が、あるいはまたいろいろとご提案、ご指導よろしくお願いを申し上げまして、ご質問のお答えといたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 筒川文化センター体育館の改修についてのご質問ですが、議員もご承知のように、平成6年に筒川小学校は本庄小学校と統合してきました。その折に、校舎跡につきましては青少年研修センターとして宿泊研修施設に、また筒川地区公民館として活用すべく内部改装を行ったところでございます。体育館につきましては、そのまま町民体育センターとして活用することといたしました。

それから17年が経過し、施設の老朽化が進んでまいりました。平成21年には、国の補正予算で創設されました地域活性化臨時交付金を充当しまして、宿泊研修施設内部のリニューアルを行ったところであります。しかし、体育館等につきましては改修は行わず、今日に至っております。

議員が言われますように、体育館は内部の壁紙がはがれたり、水漏れ等々含めてステージ幕の老朽化、それから天井の雨漏り等々が大雨のときには、あるいは大風を含めて見られるところであります。改修の必要があるわけです。

現在、地域の方々、町内の皆さん、町外の方々の利用がこのセンターを中心にしてございます。今後も筒川地域あるいは町の体育館、文化活動の拠点としましての施設と考えております。体育館の改修につきましても、安全・安心な利便性のある使用ができますように、いま一度現状を把握しながら、財政面も考慮して計画的に考えていきたいと思っております。

回答とします。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、宇治善高君の一般質問を終わります。

約15分間休憩いたしまして、3時から再開をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

休憩 14時44分

再開 15時00分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、町道亀島本庄浜線について及び小・中学校の統合についてを通告議題とし、三野三千彦君の発言を許します。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

町道亀島本庄浜線の管理についてでございます。

この道路は、伊根から大原、新井、泊、津母、また野室を経由し本庄浜に至る、伊根町でも一番長い、延長約11kmの道路であります。産業、生活、通勤、通学及び観光道路として欠かすこと

のできない道路であると思っております。今日、この道路を車で走ってみると、側溝が至るところで詰まり、雨のよく降る日は道路へ水が流れている箇所が多々見受けられます。側溝の掃除をする気はあるのかなのか、お伺いをいたします。

また、新井泊間には、1年半、もっと前からですか、落石防止の金網が傷み、道路には土のうが置かれたままの状態であります。泊、津母、本庄浜から新井崎水産へ通勤されている人たちがいるので、できる限り早く修理ができないか、この点もひとつよろしくお願ひいたします。

また、泊地区内の道路においては、海水浴シーズンには道路の片側に車をとめ、交通等に危険なときもあると聞いております。駐車場も少なく、何かよい対応がないか、考えを持っておられたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に申し上げますのは、通告はしておりませんが、亀島本庄浜線のうち、大原東口より大原を通り新井間の道路の変更が考えられないかということでございます。私は新井街道を亀島本庄浜線に変更することにはどうかと思ひておりますが、いかがでしょうか。

次に、野室本庄浜間の改良についてでございます。

この道路につきましては、僕も一般質問でこれで3回目かなという気はしておるのですが、まだいまだにこの問題は解決されておられません。伊根より野室間につきましては、一定の改良がなされてきました。沿線の住民の方々は大変喜んでおられると思ひております。残るは野室本庄浜間、約1.6kmほどです。この改良を残すだけとなりました。この間は道幅の狭い箇所もあり、道路の舗装も悪く、側溝はところどころ詰まり、道路へ水が流れている状態でございます。このことは11月の選挙等々で、町長さん以下議員の方々もよくご存じかと思ひます。また、木が道路にかぶさり、マイクロバスが本庄浜より野室を回るのを願ひしても嫌がって通ってくれないということもあります。また、春から夏にかけては車も多くなり、このままの道路では事故等を心配しておるところでございます。

野室本庄浜間につきましては、本庄地区区長協議会からの重点要望事項として伊根町へも数年上げておられるところでございますので、できる限り早くこの要望をかなえていただきますようよろしくお願ひをいたします。

次に、小・中学校の統合についてでございます。

平成21年2月に、伊根町小・中学校の統合について答申が石倉教育委員長になされ、その後教育長ほか2名で統合計画にかかわる地域説明会の開催が行われてきました。本庄筒川地区では、統合反対の意見が強く、現在に至っているところでございます。当初は、統合を23年を目途に取り組んでいたところでございますが、統合ができませんでした。また現在では、小学校2校、中学校1校で、平成24年に中学校のみを統合ということで進んでいるのが現状であります。今後4月以降、教育委員会のほうで説明会をするとのことですが、仮に中学校を伊根中へ統合しても、学校そのものが昭和40年に建設された校舎であり、耐震をしても校舎に耐力があるのか疑問であります。中学校の校舎は使用せず、また中学校に多額の金を使わずに小学校2校を使用することは考えられないのか。もう一つの考えとしては、小・中・保育所も含めた一貫校を考えると来ていると思うが、どのように考えているのか、お考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

平成23年度、養老小では新入生がないと聞いております。生徒が1年1年少なくなる中、将来を見越し、日置、養老とも一緒になった学校を建設することを考えてはどうかと思ひておりますがいかがでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、三野議員のご質問にお答えをしたいと思ひます。

町道亀島本庄浜線の管理についてのご質問でございますけれども、本町道は海岸線で最も長い町道で、経済、生活、通学など重要な道路として位置づけております。このような中で、道路の管理は必要不可欠なものであり、ご指摘の側溝清掃等を含め、他の道路の管理について徹底してまいりたいと、そのように考えております。なお、地域の皆様から情報提供のご協力もあわせてお願ひできたら幸いかと考えております。

次に、泊新井間の落石に伴う防止措置のご質問でございますが、町のほうとしましても大変苦慮をしている状況でございます。現在は土のうで注意喚起を行っている状況でございます。ご承知の

ことと存じますが、ご指摘の区間は山側の斜面も高く、防災工事に要する費用は膨大なものとなることが予測されます。よって、適切かつ経済的な工法とあわせて財源の確保について十分な協議が必要であるため、いましてお待ちしておりますと考えております。

そして、新井大浦線を亀島本庄浜線にできないかというようなご質問が追加でございました。町道道路台帳84路線、延長約64.5kmとなっております。これにつきましては、全路線の廃道及び認定外について指示をしております。その中で検討をさせていただきます。

次に、泊海水浴場の路上駐車の問題でございますが、泊海水浴場周辺では、地元民も含めて平時から路上駐車が見られるところがございます。以前には海水浴客と車との接触事故も幾度か起きたことも聞いております。

海水浴シーズンのことを考えると、駐車場の必要性は認識しておりますが、浜海水浴場一帯には駐車場に転用できる公共用地もなく、用地の買い上げも困難な状況であります。現時点では駐車場の整備は考えておりません。泊地区でも土地の確保に努力していただき、整備要望が地元として上がってきましたら、町としても本庄浜と同様に支援に努めたく考えております。

次に、野室本庄浜間の道路改良についてですが、野室から本庄浜間については、一定改良済みとの整理をいたしておりますが、危険箇所もあり、本庄地区区長協議会からの改良の要望も受けております。町といたしましては、町道整備計画に基づき改良を進めることとしております。本区間の道路についても要望を踏まえ、町のほうで点検調査をさせていただき、抜本的な改良工事はなかなかできませんが、必要最低限度の改良工事、防災対策工事、安全対策工事に特化した対策を講じていきたいと考えております。

統廃合については教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 小・中学校統合につきまして回答します。

初めに、議員が言われますように、伊根中学校は昭和40年に建築された町内で一番古い校舎でございます。老朽化も進んでおりますことは承知をいたしております。その間大改修をしているところではあります。しかし、現在統合については小学校は統合しない。小学校2校とも存続する。小学校を2校を使用することはございません。現在の統合は、中学校のみの統合を考えております。仮に統合年度が決まったとします。そうすると、耐震補強工事、必要な大改修等々、あるいは部分改修の施工が必要となってまいります。このことは多額の費用が発生する。そういう検討をする中で、新校舎の建築ということも選択肢の一つだと考えております。

次に、保育所を含めた保・小・中学校一貫校を考えるとときに来ているということについてでございますが、小・中一貫校また保育所も含めた保・小・中学校一貫校の建築につきまして、あるいは建設につきましては、現在そのような考えは持っておりません。

現在、保育所の統合については議論されておらず、そのような状況の中で、保育所も含めた保・小・中学校一貫校を考えるとことは今ありませんが、次の議論が進んでいくということは考えられるだろうというように思いますが、今のところありません。

終わりに、将来を見込んで、他地域、日置あるいは養老地域を取り込んだ学校の建築についてでございますが、将来の学校のあり方につきましては、検討をしていく大事なことであると考えております。ご質問の中で出てまいります日置、養老地区では、小・中学校の統合が協議・検討されているように聞いております。近隣地域がそのような現状の中、伊根町においては、これから中学校の統合について再度説明会や懇談会を開催し、住民の皆さんの合意を得まして、早い時期に中学校の統合が実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

このような現状において、先ほども申しましたが、将来の学校のあり方について検討をしていくことは重要でありますし、現在他の地域を取り込んだ学校建設という、そのようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） まず泊新井地区間の通称シロズエと言うておりますけれども、あそこ、ずれているところが。あそこの分の金網が結構落ちておりますし、H溝がぐっと下がっております

なのですが、せめてはH溝を直し、金網が直せんものかということが1点と、野室本庄浜間については、改良をするなどということですが、去年の12月でしたか、野室間が少しずれたところがありまして、今でもぱらぱら落ちてきているような状況ですので、一番道の狭いところなんですけれども、ちょうどその横が埋め立てをやっているところです。あそこが一番危ないところなんですので、その辺は早急をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、統合のことなんですけど、中学校のみ統合ということですが、中学校そのものだけを統合して、何ぼの金がかかるのかわかりませんが、恐らく耐震やら何だろ、また体育館等々も今のままでいいのかなという感じはしておる中で、二重の金を使わずに、できればよい方法が考えられないものかというふうに思っております。その辺はどう考えておられますか、金額的な面から。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 多額のお金がかかるということは先ほど説明させていただきました。その中で、以前にも議会で説明しました中学校の2校の耐震をかけましたら3億以上のものがかかるということでしたが、それを受けて、1校だけにすれば約半分というようなことも考えられるわけですが、どちらにしても億の単位のものを活用しなければならんというようなことですが、そういう中で、昭和40年にできた老朽した2校ともですが、それを耐震して、改修して使うほうがいいのかというのは検討の余地があると。そういった中で、検討する中で新校舎にしたほうがいいんじゃないかという、二重の金を使わない効率的なことは検討していかんなんというふうには思っております。今のところ、それよりも先に統合のことで住民説明会等々を含めてお願いしながら考えてきたいというふうに思っております。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○地域整備課長（泉 良悟君） 三野議員の亀島本庄浜線の泊地内におけます落石防護柵の修繕等の質問でございますが、これにつきましては抜本的な改善にはなりません、落石防止の修繕ということについては検討させていただきたいと、このように思っております。

そして、もう1点でございますが、野室から本庄浜間で落石あるいは土砂の報道等があったというふうにお聞かせをいただいております、まずは危険個所の点検、これから進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（宮下愿吾君） 三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 統合の件なんですけど、仮に4月から説明会に回って、24年に統合ができるのかどうか。それともう一つ、筒川本庄地区の方々の考え方かなと思うんですが、その方たちがうんと言わないとできないという考えですか。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 21年からこの学校統合については説明会をして回っております。その中で教育委員会の答弁としては、4地区あるいはできる限りの住民の皆さんが納得をさせていただく上でやっていくということをお伝えしております。そのつもりでございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、三野三千彦君の一般質問を終わります。

次に、町営バスの有効活用について及び200円バスの運行についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） それでは、一般質問の前に、3月11日の東関東においての大地震、津波で亡くなられた方、被災者の方にお悔やみ、お見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興ができますことをお祈りいたしまして、私の一般質問に入らせていただきます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

町営バスの利用について、また利用状況について。平成16年4月から公共交通の空白地の解消や、診療所通院の利便性を向上させるために町営バスが運行されておりますが、ここ最近、空バス、いわゆるお客さんが乗っていないバスをよく見かけるようになりました。足の確保ということで、高齢者の方はもちろん、住民にとってはすごく便利がよいと思っておりますが、22年度の事業費952万2,000円、国・府支出金462万4,000円、一般財源442万9,000円、バスの燃料費が60万円、使用料が46万9,000円で、それに対して、23年度の事業費

966万2,000円、国・府支出金334万6,000円、地方債580万円、その他46万円、バスの燃料費も72万円、使用料が31万5,000円、燃料費の高騰もあると思いますが、使用料も下がっている状況にあると思います。また、23年度においては、一般財源のかわりに地方債580万円と組み替えられております。地方債、地方交付税の減額も、今後は懸念されるのではないのでしょうか。

利便性の向上を図るために、住民の意見、利用者の意見、アンケートをとるなど、空バスをなくすために、舞鶴市、福知山市の過疎の進んだ村では、デマンドバスと言われるバスが運行されております。デマンドバスとは、利用者の希望に合わせて走行するバスで、定期・定時路線のバスと違い、利用者のいないバス停を飛ばし、目的地まで最短ルートで運行するために、所要時間を短縮することのできるバスのことで、電話連絡等で送り迎えできるような仕組みにすれば、利用者にとっても財政的にもよいと思いますが、検討されてはどうかでしょうか。

次に、昨年一般質問でもあったと思いましたが、京丹後市が実施している200円バスを宮津市、与謝野町、伊根町、1市2町協力で実施運行できないのでしょうか。我が町伊根町では汽船の運航もなくなり、JR、KTRも走っていません。バイク、車での移動ができない方や高齢者の方の交通手段といえば、バスしかありません。私の住んでいる地区でも、高齢者の方のドライバーが多くなり、遠乗りされるときなど、危ない運転をよく見かけるようになりました。京丹後市が実証運行している200円バスを1市2町で協力して実証運行してもらえれば、高齢者の方の足の確保はもちろん、高校生にとっては自宅からの通学できる範囲も広がり、通学補助もなくすこともできるのではないのでしょうか。また、伊根町の観光促進にもつながるのではないのでしょうか。JR、KTRで北部で来られた方は200円で伊根町へ来ていただき、200円で帰れる。伊根町の観光客もふえると思います。

ここに京丹後市の200円バスの取り組み経過の資料をお渡ししましたが、平成17年10月から200円バスを実証運行しています。当初は乗車人数も少なく、今現在では実施当初の2倍超となり、公的負担を有効化され、経費の抑制を実現化し、現在、地域の皆さんに喜ばれる公共交通となっております。宮津市長も200円バスの実証運行については前向きな考えだと聞いております。北部一円、200円バス実証運行の考えはないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員のご質問にお答えいたします。

町営バスの有効活用についてのご質問ですが、町営バスは交通空白地の解消のため、平成16年より運行を始めております。現在利便性を向上させるよう、また空バスなどないように効率化を図るよう取り組みを進めており、また運賃100円となる低額化と、バス停以外でもバスの運行経路であればどこでも乗りおろしできるフリー乗降の検討を進めております。またバス停の位置についても、利用者のご意見を聴取しております。

予算関係の中で地方債の話がございました。この地方債というのは過疎債でありまして、いわゆる我々7・3、7・3と言っておりますけれども、その五百数十万のうちの3割しか我々払わなくていいんですね。7割はいただけるんですね、過疎債でありますから。以前は、過疎債、こういうソフトものには使ってはいけないことになっておったんですけども、現在ソフト事業にもこの過疎債が充てることができるようになりました。大変お得なものでありますので、これも使ったほうがいいのではないかとということでこういうことをしております。

これらの実施については、平成23年度実施の方向で検討しており、これにつきましては今申し上げました運賃の低額化、またフリー乗降の話であります。今後も利用者増につながるよう、引き続きこういった利便性の向上等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、デマンドバスの方式等については、現在畑谷、長延で実施をしておりますが、それらについても、地区の拡大を含めて今後検討してまいりたいと考えます。

次に、200円バスの運行についてですが、京丹後市の200円バスは成功事例として全国に知れわたっております。今月末で実証実験としての3カ年事業が終了し、4月以降も継続されることになっているようです。近隣市町もこの状況を受け、現在当町と宮津市、与謝野町、丹後海陸交株株式会社と事務レベルでの協議を進めております。

運賃が200円になるかどうかは別として、現在よりも低額となるよう進めてまいりたいと考えております。当町としても積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、またご報告できる状況になりますまで、いましばらくお待ちをいただきたく思います。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 町営バスなのですが、高校生も通学に、朝行き帰りのときに路線バスまでを町営バス等で利用されておりますので、そのところも検討していただいて、利便性のいいバスを走らせてほしいのと、200円バスの実施なのですが、前向きに、早期に取り組むべき課題だと思いますので、ぜひともよろしく願いしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、日本で最も美しい村連合加入と今後の対応についてを通告議題とし、泉敏夫君の発言を許します。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） 先ほどから何回も言っておられますように、東日本地震、津波等で大変な被害を受けられました方にお見舞いを申し上げたいと思います。また、今日テレビを見ておりました中で、一つすごく感動いたしました。町の職員の中で、防災センターで最後まで呼び続けて亡くなった女性の方が紹介されておりましたが、世の中には自分の命より住民の方を助けるすごい人もおられるんだなということで、きょうは感心してはテレビを見させていただいておりました。それらをあわせましてお悔やみ申し上げたいと思います。

それでは、通告書につきまして、日本で最も美しい村連合について、今後の対応についてを質問をさせていただきます。

日本で最も美しい村連合に加盟され、今後どのような取り組みを考えておられるのか。ここ国道沿いのごみの問題等いろいろあろうと思いますが、この前も広報等で一部地域でごみの収集等も出ておりました。今後新しく、また何をされていくのか。

また、振興局、商工労働観光部等で山陰海岸ジオパーク構想で広域観光や学术交流の推進に力を入れておられますが、総合推進事業、すぐれた地質資源の保全と活用を通じた広域観光や学术交流を推進し、北部地域の活性化を図るとされているが、この山陰海岸ジオパーク構想の推進事業を利用して、今後京丹後に見えたお客さん等を伊根町へ誘致するような格好はとれないのか。これらについて京都府さんにも協力をお願いし、活気のある伊根町になるようできないものかというように思います。

また、これらにつきまして、丹後橋立大江山国定公園と山陰海岸ジオパーク構想に負けない伊根町づくり、まちづくりができないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、泉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

日本で最も美しい村連合に加入と今後の対応についてのご質問ですが、当町は平成20年10月に日本で最も美しい村連合に加盟をいたしました。この連合は、すばらしい地域資源を持ちながら過疎にある美しい町や村が、「日本で最も美しい村」を宣言することで、みずからの地域に誇りを持ち、将来にわたり美しい地域づくりを行うこと、住民によるまちづくり活動を展開すること、それにより地域の活性化を図り、地域の自立を推進することを目的としております。また、生活の営みによってつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的としております。

この連合に加盟した際、伊根町も「最も美しい村」を宣言したわけでございます。しかしながら、我々現状は日本で最も美しい村であるなどとは思っておりません。「最も美しい村」と言われるにふさわしい伊根町となるよう、全町民を挙げて努力することを宣言したものと考えております。景観というものは、そこで生活する人々が誇りと愛情を持って育てたものでなければ、訪れる人も感動しないわけでありませぬ。

直接的に何かを取り組むといった意味合いよりも、当町が「美しい村」になるために何が必要かを皆で考え、皆で必要な決めごとをつくる。それをみんなで守ることがこの町の発展につながると

いうことを、住民の皆さんのまちづくりの精神的なよりどころとすることが重要であろうと考えております。

そうした中で、ないものねだりをするのではなく、今あるものに磨きをかけ、世界に発信する、地域資源をしっかりとプロデュースして、身の丈に合った経済、文化を構築することが大事であります。当町としても、この連合加盟を一つのきっかけとして、景観保全や舟屋群の保存などに対し、これまで以上に積極的に取り組んでいくこととしており、当面は景観行政団体への移行、伊根地区での下水道整備や電柱地中化に向けた検討などに取り組んでいくこととしております。

また、連合に加入した際、2つ地域資源を上げなさいということでありましたので、一つには伊根地区重伝建に指定されました舟屋群を上げ、一つには舟屋台を上げたわけであります。しかしながら、その指定されるものにつきましても、今後は除福、また浦島神社、カマヤ海岸、そういったものも含めるよう、見直しの際には連合のほうに申し上げていきたいと思っております。

次に、山陰海岸ジオパークに参加し、学術及び観光面で参加できないかというご質問でございますが、鳥取、兵庫、京都の3府県にまたがり、鳥取市白兔海岸から京丹後市の経ヶ岬までの東西110km、南北最大30kmのエリアについて、昨年10月に加盟決定されました。申請4年後に再審査が行われると聞いております。今認定を受けたところでありますので、このジオパークに当町が参加するというのは、これは当分の間は無理でございます。

しかし、今後経ヶ岬から伊根町、宮津市までのエリア拡大の可能性が見られるようであれば、宮津市とも連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） 最後に一つだけ。日本で最も美しい村連合に加盟された中で、町長さんいろいろと美しい町を目指して頑張っていこうというようなことを思っておられるようでございますが、町民全体につきまして、もう一つ宣伝不足というか、私だけなのかわかりませんが、どうもその辺がひとつ、何のことだやという感じがちょっと受けてならないんです。もっとパンフレット等をつくり、宣伝的にPRをしていただいたらどうかなというように思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

休憩をいたします。

実は私も一般質問の通告をお願いをいたしましたので、議長、副議長と交代いたします。

休憩 15時40分

再開 15時42分

○副議長（奥野良一君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、法定外目的税の新設についてを通告議題とし、宮下愿吾君の発言を許します。5番、宮下愿吾君。

○5番（宮下愿吾君） 質問の前に、繰り返しになるかもしれませんが、このたびの東北関東大震災におきまして、大勢の方がお亡くなりになりました。心からお悔やみを申し上げますとともに、被災者の方にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。大変な災害でございますが、簡単に復興できるような状況ではない、テレビを見せてもらってそう思っていますが、しかし、一日も早い復興をお願いするとともに、我々伊根町においても、できることは協力していかなければいけないのではないかとこのように思っております。

それでは、通告に従いまして、法定外目的税の新設についてを通告議題として質問をさせていただきます。

私、実は間違えておりました、ご訂正をお願いしたいと思うんですが、お配りをいたしております質問の骨子の中で、法定外目的税の新設と書いた資料の下のほうから8行目、「新設に当たっては法務大臣に協議して」と書いてありますが、これ法務大臣ではなしに総務大臣でございます。ちょっと間違っておりましたので、ご訂正をお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問したいと思うんですが、まず税をつくるというのは大変なことだというふうに思っております。なぜこういうふうな思いに私が至ったかということではありますが、既に皆さんご存

じだと思っんですが、今度の23年度予算でも審議いたしました町税の予算に占める割合が7.4%なんです。それから自主財源として見た場合は14.5%、それから財政力指数で見ましたら0.13という非常に厳しい数字の出る自主財源の比率なんです。そういう財政状況であるということでもあります。したがって、そうした中で、恐らく私は町長さん初め幹部職の皆さんでもこれについての認識はご一緒できるのではないかなと思うんですが、こういった自主財源の非常に厳しい町が、今後事実の中で、伊根町を引っ張っていかねばならんと。そうした中で、先行きを見通しをした場合に私が一番気になるのは、やっぱり人口、将来人口の減少であります。ということは、税として入ってくる財源が少なくなるということになるのではないかなというふうに思っんです。

しかし、そうした中で、今度の重伝建で指定を受けました。そして、これからずっと事業をしていくわけですが、そういったこの伊根町というのは非常に広い範囲で対象物件もありますし、海山含んでおるといような地区になりますんで、これは、例えば与謝野町さんにあるように、あそこのちりめん街道あたりであるように少ない件数とか対象物件でしたら、そこそこ何年かやったら修復でも可能なそういうものがあるということに済んでくるということになります。伊根町の場合は恐らく、これずっと伊根町が存続する限りにおいて、継続してずっとこの事業は続いていくだろうなというふうに思っます。国や府の補助をもらって、3,000万円ほどの予算を組んで、そしてやっておるわけですが、そうした中で、伊根町の自主財源も1,000万ほど投入というような格好で今後永久的に続くような、私はこういう事業ではないかなというふうに思っております。

そうした中で、その重伝建を継続しやっっていく、そういった補助のせめてもの財源として、伊根町に観光にお越しいただいた方に目的税としてこういった税をお願いしたらどうだろうなというのが大きな目的、目的税をつくったらどうかという考え方の根拠なんです。これは基本的にこういうふうに目的を持って創設についてをどうかということ提案したいということでもあります。

具体的に申し上げていきますと、対象とする方についてはこの重伝建地区舟屋めぐりの観光船、シータクシーに乗られる乗船者の方、そしてその方に入湯税と同じように目的税として何ぼかをご負担をお世話になっていくということでもあります。そして、条例を申請した場合の税収の見込みなんです。年間乗船者15万人と推定、これはもう私のこれは丹海さんとかに聞いて実際に調査した数字ではありません。伊根町の推定観光人口が25万人と言われております。したがって、15万人ぐらいは恐らく乗っておるのではないかなという推定の乗船人数であります。そして税を1人当たり100円と仮定します。お願いすると、税収は15万人掛ける100円、年間1,500万円の税収が入るということでもあります。それで使用目的はどうするんだと。これは目的税として新設するわけですから、重伝建地区の町並み保存費用に使用していくということでもあります。これが大きな基本的な考え方でもあります。

というようなことでもありまして、ご説明させてもらいたいと思っんですが、伊根町においては、伊根浦伝統的建造物群保存地区を定め、平成17年の7月から重要伝統的建造物群保存地区として選定をされました。この制度は、私が今さら申し上げるまでもなく、伝統的な漁村としての歴史的な町並みの景観を文化財として保存するとともに、次の世代に伝えていくことを目的といたしております。その目的を達成するため、修復等に当たっては、国・府・町の財政的な補助が定められているということでもあります。

指定を受けました伊根地区の現在の状況を見てみますと、漁師の後継者も少ない、家庭においては少子高齢化が進み、舟屋を維持し、町並みとして保存していくのに大変私は厳しい状況になってきているのではないかなというふうに思っております。今残っている舟屋においても、舟屋としての本来の使用がなく、船の入っていない舟屋が多いという状況であります。伊根町の重伝建の特徴の一つは、海、山を含んだ広範囲で、対象物件が非常にたくさんある指定であります。漁港でこのような広範囲な指定は全国でも珍しく、他の指定を受けているところと、例えば旧加悦町の尾藤家を中心とするちりめん街道等比べてみてもよくわかります。

指定を受けて以降現在まで、修復にかかわる事業は補助対象事業として行われており、伝統的建造物群保存事業が継続されていくものと思っます。私はこの事業については、国・府の財政支援があるとはいうものの、少子高齢化、人口が減少していく中で、財源を確保していく厳しさも考えなけ

ればならないというふうに思っております。

そこで、将来にわたって事業を継続していくためにも、広く国民、観光客にご協力をさせていただくということを提案したいということでもあります。

具体的には、舟屋の町並みを観光資源として伊根湾めぐりをしている観光業者にお願いをして、観光をしているお客様に、入湯税と同じように舟屋の町並み保存に協力してもらう目的税を新設することです。

地方自治体は、法定外目的税として地方税法に定められた自動車取得税や軽油取引税、都市計画税、事業所税、入湯税といった目的税以外に、条例で新設することが可能になっております。新設に当たっては、総務大臣に協議してその同意を得ることとされており、平成13年には山梨県の河口町の遊魚税、平成14年には三重県の産業廃棄物税、平成16年には高知県の森林環境税等が設けられております。また、太宰府市においては、平成14年に歴史と文化の環境税条例として有料駐車場利用者に課す条例を定めております。城陽市においても、平成18年に山砂利採取に起因する公害対策費用に充当するため、山砂利採取税条例を定めております。その他いろいろとありますが省略いたします。

伊根町で条例を制定したと仮定した場合の税収見込みは、先ほども申し上げましたように、年間乗船者を15万人と仮定して税率100円と仮定。税収は15万人掛ける100円、1,500万円の税収見込みとなるということでもあります。税の使用については、重伝建の町並み保存に使用すると。

繰り返しになりますが、新しいこの新税創設についての私の考え方を再度申し上げますが、伊根の舟屋の重伝建は、漁村の町並みとして昔からの歴史を伝えてきており、全国でも珍しく貴重とされております。したがって、これは全国版として全国の皆さんに保存に協力をいただくということでもあります。それから、自主財源、伊根町における自主財源の拡充になります。それから3番目、それを守るべき伊根町の状況というのは、漁業の後継者もなく、少子・高齢化が進行しております。等々を考える中で、将来にわたって舟屋の町並みを継承していくには、全国各地から観光で訪れる皆さんにご協力をお願いして守っていくというのが一番よい方法ではないかというのが私の考え方です。

以上、私の法定外目的税新設についての提案をさせていただきました。町長のお考えを聞かせてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（奥野良一君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、最後になりました宮下議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

本当に議員言われますように伊根町の財政状況というもの、ほとんどが依存財源であります。本当に財政力指数0.136。本当に地方交付税というものに頼りきりになりまして、その増減によりまして大きく我々運営というものを左右されるわけでもあります。そういう意味におきまして、自己財源を少しでもつくるというのは本当に悲願であります。そのように私も思っております。

法定外目的税により町並み保存へ充当する財源を確保してはどうかというご質問でございますが、地方税法上の規定として、地方自治体が法定外目的税を新設する場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることは議員の質問の内容のとおりでございます。ただし、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民負担が著しく荷重となること、また、地方団体間における物流に重大な障害を与えること、また国の経済施策に照らして適当でないこと、このいずれかに該当しない場合とされております。

ご提案の観光目的税の新設について、議員が試算されておられますように税率基準がないことから、先ほどの3項目に抵触しない限り、総務大臣は同意を与えなければならないこととされております。その意味では可能と思われれます。しかし、これらの課税については、観光関係法人、また個人の理解が必要であり、十分な話し合いと理解を求めていくことが必要不可欠となります。議員おっしゃいましたように、他町でも、遊魚税、森林環境税など、さまざまな目的税を新設されております。一方、廃止されている目的税があることも事実でございます。

議員の提案趣旨については、我々は十二分に理解できますが、問題は課税をされる方々、またそ

の税を集めていただく業者の理解が得られるかどうかであろうかと思えます。税を納める当事者の理解を求めることが優先されることから、現在のところは法定外目的税の新設については慎重であるべきと考えており、現時点では新設は考えておりません。

しかし、このような財源が確保できれば、伊根町にとっても重伝建事業にとっても甚だありがたい話ではあります。よって、今回の東日本大震災での影響も考慮し、地域経済の状況も踏まえながら、議員にご提案いただいたことを契機に、業者の皆さんの意向も踏まえ、協議の場を持てるよう努めたく考えます。

以上でございます。

○副議長（奥野良一君） 宮下愿吾君。

○5番（宮下愿吾君） 町長の答弁ありがとうございます。

私も新税の創設については、簡単にそんなできるものじゃないというふうに思っておりまして、今おっしゃられたように国民にご負担をいただくその根拠をきちんと求めていく、そして理解いただかなければいけませんので、そう思っています。しかし、今の現状、町の現状を考えた場合、いろいろこういったことも考えながら、将来にわたって何年か先にはやっぱり検討してみようではないかということがあってもいいことは出てこんへんかなというような思いで私はおります。できるならばそういうようなことを具体的に考えてもらう中で、1,000万でも1,500万でも自主財源の税金が入ってくるのやったらありがたいことなんで、ぜひやってほしいとは思いますが、しかし言うたからすぐとかいうようなものではないんで、しっかりとその辺を受けとめてもらう中で、将来やはり重伝建を進めていく一つの財源として、何年か先にはできるかできないかわからないけど、一遍検討してみようやないかということの契機に、この私の今回の質問が取り上げてもらえれば、私はありがたいなというふうに思っております。

ありがとうございました。

○副議長（奥野良一君） 以上をもちまして、宮下愿吾君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問を終わります。

休憩をいたします。

休憩 16時01分

再開 16時10分

◎ 日程第3 議案第2号

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。日程第3、議案第2号 平成23年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。

9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 私は日本共産党伊根町会議員団を代表しまして、平成23年度一般会計予算案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

さて、本予算案は22年度対比2,800万円、マイナス1.2%減の額で、前年よりは減額となっているものの、ここ近年の予算から見ると、町長が述べられたとおり、積極的予算の一つであろうかと思えます。その財源のうち、起債発行を見てもみると、一昨年末に発表した伊根町財政5カ年計画では、23年度通常債発行額の計画は2億1,000万円と計画していたところですが、本予算では臨時財政対策債9,000万円を除くと、通常債発行が実質1億4,500万円になり、大きく計画から減額となっていますけれども、これは当初予定の中学校耐震化事業が見送られているため、それを含めると、ほぼ計画どおりの数値になろうかと思っております。

また、事業別に見てみますと、高校通学費等補助金では、伊根町に住んでいるから保護者の負担が大きくなっている通学費、下宿費にメスを入れ、本年度も取り組まれました。特に今年度は、過疎債がソフト部分にも適用できることになり、これを通学助成に500万円適用しています。過疎債の元利償還の経費の70%が地方交付税で措置されるといっても、また額は小さくても、毎年の経費でありますので、ソフト部分の起債発行には慎重な検討や姿勢が必要かと思っております。ソフト部分に起債発行するなということではございませんが、内部基準、内部規律が求められるところであろうかと思えます。今後、京都府の補助の上積みも要望していただくとともに、次年度以降も

さらなる伊根町の上積みも期待しているところであります。

民宿開業支援事業では、今年度も新規開業に一月10万円を2年間を支援することについて、また2人以上の雇用条件に、改装について10分の3の範囲内で300万円を上限に助成することについては、町内観光産業にとって明るい材料になるのではないかと期待をしているところです。また、改装に伴い、町内の建築業者も仕事がふえるということを期待をしたいと思えます。

環境改善対策事業では、合併浄化槽維持管理補助として1万5,000円の助成は重たい維持管理経費に対して、また里道舗装のための生コン支給は、高齢化をして地元施工ができにくくなり、業者委託になりがちで経費がかかっていたもので、両者とも待望されていたものです。

消防費では、災害対策費で震度4以上、または警報発令時に防災無線が自動起動するという装置の設置は大変タイムリーであり、町民の生命を守るための施策としての効果のあるものと確信をしています。

社会福祉推進事業では、高齢者の移動手段である福祉有償運送に対する補助は、他町は実施をしていましたが、伊根町でもようやく実施となり、定着をした福祉有償運送に対して明るい材料になります。また、高齢者の買い物支援については、新たな支援として注目をされることです。

ほかにも、22年度補正予算で実施をした高齢者等住宅除雪事業では、今年度当初予算からも計上されまして、高齢者の大きな除雪負担が解消されるものとして期待するとともに、除雪業者、委託町民の意見を聞き、さらなる拡充を求めます。

健やか子育て支援事業では、昨年から高校生にもその支援の枠を拡大したことは画期的なことであります。伊根町の子育て支援に対する並々ならぬ思いを京都府下中に示しております。大変すばらしい事業であります。一言つけ加えるならば、小・中・高生1,000円負担を200円負担に戻すことを提案しておきます。

今後は、こうして大事に育てた子供たちを、いかに伊根町に定住してもらい、若い知恵と力を伊根町に出してもらおうかということが大きな課題となります。大変大きく難しい課題ではありますが、こここのところには今後はメスを入れていく必要があると考えています。

昨今の経済情勢の悪化と雇用の縮小で、町民経済状況も不安定な様相が広がっている今日、町民との対話で町民の理解を求めながら、小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で誇りのあるまちづくりにさらにご奮闘いただくことを期待するとともに、伊根町に生活する町民を大いに激励し、町民に大いなる展望を与え、町民の暮らしと命を守る立場で、一層のご努力をいただくことを期待し、また私どももその一助となることを申し添えまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。4番、奥野良一君。

○4番（奥野良一君） 私も平成23年度当初予算に賛成の立場で討論に参加をいたします。

本年度予算は、一般会計22億6,800万円、前年対比2,800万円、1.2%の減額であるが、7特別会計を合わせた総額37億9,664万円、昨年度と比較すると、2億9,602万5,000円、8.5%の増額の積極型予算であります。

一般会計の減額は、小学校の耐震化事業、第1分団の消防ポンプ車更新事業の終了によるためであるというふうに思っております。また、本年度より始まる伊根地区の漁業集落排水施設整備事業で、防火水槽の整備、下水道の処理場の建設、伊根漁港海岸保全施設の継続事業、公共事業の残土処分場の建設、有害鳥獣対策事業では、電気柵のさらなる設置と金網フェンスの設置補助費の増額など、大きく評価できます。限りある予算の中で、地域の課題解決を図る事業を厳選された予算であらうというふうに思います。

事業実施に向け、住民の声に耳を傾けて着実な実現をお願いし、私の賛成討論とします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 私も本年度予算案に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

私は、この予算が必ずしもベストな予算であるとは考えておりませんが、ベターな予算であると受けとめております。

自主財源が乏しく、交付税に頼る当町において、町民のすべてが満足する予算を編成することは不可能であることはどなたも理解するところであらうと思っております。財源が乏しいだけに、行政

サービスの大幅な拡大はありませんが、伊根地区において下水道事業が今年度より始まることは非常によいことだと思っております。なお、将来に向かって伊根町の体系を確立することが必要なことであると考えております。

3月11日に東北関東大震災により、国としても多くの復興財源が見込まれる中、当町においても交付税の減額があるのではないかと大変心配をしているところであります。町長におかれましては、財源の健全化はもちろんのこと、限られた財源と人材の中で、より一層の工夫と柔軟な対応をお願いしたいと思います。私たちの会も微力ではございますが、協力していきたいというふうに思っております。

以上、私の本年度予算に対する賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号 平成23年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、議案第3号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ないようであります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成23年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、議案第4号 平成23年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論なしの声があります。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成23年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、議案第5号 平成23年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成23年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長（宮下愿吾君） 日程第7、議案第6号 平成23年度伊根町財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これから議案第6号 平成23年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第7号

○議長（宮下愿吾君） 日程第8、議案第7号 平成23年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号 平成23年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第8号

○議長（宮下愿吾君） 日程第9、議案第8号 平成23年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号 平成23年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第9号

○議長（宮下愿吾君） 日程第10、議案第9号 平成23年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第9号 平成23年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 請願第1号

○議長（宮下愿吾君） 日程第11、請願第1号 伊根町内各種工業団体の利用促進を求める請願書を議題といたします。

本件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、ただいま議題となりました請願に、伊根町商工会会長濱野儀一郎氏の伊根町内各種工業団体の利用促進を求める請願書について、その提案説明を行います。

住宅改修助成制度内容については過去の一般質問で何度も取り上げていますので、皆さんご存じのことと思いますが、町民の住宅の改修について、地元業者がその工事を行う場合、自治体が一定の補助金を出す制度であります。京都府内では、過去網野町、京田辺市、加悦町、大江町、木津町、福知山市、京丹後市、与謝野町で導入された実績があります。これらは不況対策の時的的施策であったり、市町村合併の影響などで二、三年ですべての事業が終了をいたしました。一昨年、2009年から与謝野町、京丹後市が実施をしています。また全国の実施自治体は、1県173市町村となっています。また宮城県議会、岩手県議会では、全会一致で請願を採択をしています。

では、与謝野町での住宅改修助成制度の内容と状況について調べてみますと、与謝野町内に本社、支社を置く業者に依頼して行う住宅の新築、改修、修繕、補修、増築工事で、補助対象事業費が20万円以上のものに対し、工事費の15%以内で20万円を限度として補助をするものであります。

財源は、2009年度では経済対策臨時交付金を充当し、2010年度は一般財源から支出をしています。利用状況は、2009年では451件に対し6,992万9,000円が補助され、対象工事費は11億4,600円とされています。この1年半で見ると、活用世帯751件、工事高17億2,937万4,000円、補助金額1億1,697万8,000円で、その効果は14.78倍になっています。言いかえると、1億1,600万の補助を打って、17億2,900万円の工事ができるということです。またこの制度の活用事業者は、商工会の調べによりますと、町内210業者のうち137業者、65.2%の利用率になっています。経済効果は抜群との評価であります。

このように、与謝野町では低迷する経済状況の中で、大きな経済効果を生んでいることは間違いがありません。また、住宅リフォームをすると、家電などの電器製品も買おうかと買いかえを、ここもついでに直しておこうと。小さなことですが、業者さんに茶菓子が要ると、電気の配線もかえなくてはというふうになるなど、波及効果も大きいものと考えます。

また、今後の財源につきましては、1月28日の参議院本会議で、市田忠義書記長が代表質問の中で、自治体が行っている住宅リフォーム助成制度に国の補助を求めました。菅首相は、住宅市場を活性化させる観点から、住宅リフォームの推進は極めて重要だと。地方公共団体による住宅リフォーム助成制度については、社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後もこのような取り組みを支援していくと述べています。この社会資本整備総合交付金、交付金算定対象事業費のおおむね45%を助成するとなっています。こういうものも使えるということでございます。

町内でも、重伝建での改修や、伊根町商工観光業振興対策事業補助金、定住促進住宅補助金など、いい新築・改築の制度がございますが、使える人には人数が少ないので、町内業者の仕事づくりの点では、住宅改修助成制度が一般住民にすそ野が広がり、効果は大きくなると思います。

地域経済振興に関して注目されているキーワードとして、地域内再投資力という言葉があります。簡単にいうと、人、物、金、情報など、地域の資源を地域内で循環させて、外から入るお金をできるだけ外に逃がさないという考え方です。農業などでは、地産地消という運動が全国でも盛んに取り組みられ、この運動が盛んな地域ほど地域経済もうまく回っているようでございます。

地域内再投資では、農産物だけでなく、地域で生産されるすべての製品をできるだけ地域で消費する。地域の生産工程で使用する原材料もできるだけ地域内で調達する。地域の金融機関も地域の企業、業者に進んで融資をする。中小企業者は、自分たちが地域の経済を支えているんだという自覚と誇りを持ち、市民は、自分たちの消費活動が地域経済に貢献しているという自覚を持つ。行政は、この地域内再投資を可能にする産業構造、流通構造、消費構造、企業間の連携などを支援すると、こういう考えであります。

この点では、住宅リフォーム助成制度、大きな効果があるものと信じております。低迷する町内の建築業者に仕事をつくり、地域内経済を活性化するために、自治体財政を次の投資につなげるよう、地域内で循環させることが今、必要であると思います。つきましては、この請願の要旨を理解いただき、ぜひとも採択に向けての議員各位の検討をお願いをいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はないようであります。これで、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております本請願について、各党派調整ができておりますので、その取り扱いについて、産業建設委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願は産業建設委員会に付託することに決定をしました。

本請願は、産業建設委員会に付託いたします。

◎ 日程第12 意見書案第1号

○議長（宮下愿吾君） 日程第12、意見書案第1号 TPP交渉への参加に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

なお、既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

お諮りをいたします。本意見書案につきましては、各党派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから意見書案第1号 TPP交渉への参加に反対する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。本町議会の名において、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第13 意見書案第2号

○議長（宮下愿吾君） 日程第13、意見書案第2号 北近畿タンゴ鉄道経営支援に関する意見書の提出についてを議題といたします。

なお、既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

お諮りをいたします。本意見書案につきましては、各党派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから意見書案第2号 北近畿タンゴ鉄道経営支援に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。本町議会の名において、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第14 意見書案第3号

○議長（宮下愿吾君） 日程第14、意見書案第3号 速やかに取調べの可視化（取調べ全過程の録画）の実現を推進する意見書の提出についてを議題といたします。

なお、既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

提出者の趣旨説明を省略し、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 質疑をしたらだれが答えてくれるのですか。提出者ですか。ならば質疑をさせていただきます。

まず、1点聞きたいのは、なぜ可視化が必要なのかということです。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 予定外でしたのでしどろもどろになるかもわかりませんが、大昔の話になるわけですが、戦時中の話です。特高警察によりまして、日本共産党の小林多喜二さんが密室で謀殺されたということがございます。こういう苦い経験を我が党は持っておりますので、密室でこういうことをやるのはいかがなものかと。許されないと。徹底的に公開されるべきものだというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） それは可視化せんばかりに、これは冤罪ということもこれまであったでしょうが、私は考えるに、なぜ可視化に反対かと申しますと、それこそテレビで録画等々をとると、容疑者がいわゆる黙秘権でも使ったら、何も罪に問えないこともございますし、容疑者については警察、また容疑者との信頼関係を結ぶ中で、そういった罪を認めるということもございますので、私は可視化については全く反対でございます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 黙秘権は容疑者に対して正当に与えられた権利でございますので、そのところは間違いなくお願いしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようであります。討論に入りたいと思います。討論ありませんか。討論なしの声があります。討論を省略いたします。

これから意見書案第3号、速やかに取調べの可視化（取調べ全過程の録画）の実現を推進する意見書の提出についてを採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立4名。反対の方、起立願います。起立4名。賛成、反対同数でございます。議長は賛成をいたしたいと思っております。したがって、本案は原案のとおり可決されました。本町議会の名において、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第15 意見書案第4号

○議長（宮下愿吾君） 日程第15、意見書案第4号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

なお、既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

お諮りいたします。本意見書案につきましては、各党派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから意見書案第4号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。本町議会の名において、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第16 閉会中の継続審査（調査）の申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第16、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出をされました。

お諮りをします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をいたしました。

◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。

平成23年第1回伊根町議会定例会を閉会をします。

閉会に当たりまして、簡単にごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は10日に開催され、各上程されました議案すべてご可決をいただき、予定どおり閉会することとなりました。議員各位のご協力に対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

本定例会における主な議題は、平成23年度の予算案でございます。我々伊根町民の暮らしを守り、また伊根町をつくっていくためのいろいろと大事な予算でございました。これからの執行に当たりましては、理事者をはじめ幹部職員の皆様の適時適切な執行により、何ら事業が停滞することがないようにお願いを申し上げておきたいと思います。

なお、いろいろと皆さん方のお悔やみの中にもございました東北関東大震災におけるこれからの国の財政から、その他いろんな関係につきまして、どんなことが出てくるのか皆目予測がつきませんが、何らかのそういう議会で相談をしなければならぬようなことがございましたら、理事者は我々議会についてもご相談をいただき、被災を受けた地域の一刻も早い、一日も早い復興を支援していきたいというふうに思っております。その辺の対応につきましても、町長初め幹部職員の皆さん、よろしく願いをしておきたいと思います。

簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 16時48分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

伊根町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員